

---

子ども・子育て支援新制度における

## 下関市の利用者負担（保育料）の考え方について

平成26年 9月29日

平成26年度第4回 下関市子ども・子育て審議会

---

### 1. 新制度における利用者負担(保育料)について

子ども・子育て支援新制度における幼稚園、保育園、認定こども園等の利用者負担(保育料)額については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して負担額を定める(応能負担)こととされ、現行の幼稚園、保育園の負担水準を勘案して国が定める基準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなります。

### 2. 下関市の利用者負担(保育料)の考え方(案)

**保育園保育料**... 2号認定、3号認定

(1) 現在の保育料水準を維持する。

**幼稚園保育料**... 1号認定

(2) 保育園と同様に、国の設定した額から軽減を図る。

(3) 保育園と同様に、公私立ともに同じ設定とする。

ただし、公立幼稚園については、経過措置を設ける。

(4) 保育園保育料と整合性を図る。

### 3. 下関市の利用者負担(保育料)(案)

別添「平成27年度 子ども・子育て支援新制度における下関市の利用者負担(保育料)【案】」のとおり。

# 平成27年度 子ども・子育て支援新制度における 下関市の利用者負担(保育料)【案】

この利用者負担額(案)は、10月から開始する幼稚園、保育園、認定こども園の園児募集等にあたり、各施設、保護者に提示するものです。

階層区分 【推定世帯年収】		利用者負担額【月額】									
		1号認定 【3～5歳 幼稚園等の子ども】			2号認定(標準時間) 【3～5歳 保育園等の子ども】			3号認定(標準時間) 【0～2歳 保育園等の子ども】			
		構成比率	市(案)	国基準	構成比率	市(案)	国基準	構成比率	市(案)	国基準	
A 1	生活保護 世帯	0.3%	0円	0円	1.1%	0円	0円	0.7%	0円	0円	
B 1	市民税非課税 【～230万円】	母子等の世帯	6.4%	0円	0円	12.8%	0円	0円	10.9%	0円	0円
B 2			その他の世帯	1,600円	9,100円		4,400円	6,000円		6,000円	9,000円
C 1	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税) 【～260万円】	母子等の世帯	1.8%	0円	0円	4.5%	9,500円	15,500円	5.2%	12,500円	18,500円
C 2				その他の世帯	2,800円		9,100円	10,600円		16,500円	13,600円
D 1	48,600円 未満 【～390万円】	母子等の世帯	6.0%	5,300円	15,100円	7.3%	10,700円	15,500円	8.7%	14,500円	18,500円
D 2				その他の世帯	5,900円		16,100円	11,800円		16,500円	15,600円
D 3	58,800円 未満 【～420万円】	母子等の世帯	3.2%	8,400円	15,100円	5.3%	17,000円	27,000円	5.0%	19,100円	30,000円
D 4				その他の世帯	9,200円		16,100円	18,100円		27,000円	20,200円
D 5	77,100円 未満 【～470万円】	母子等の世帯	6.5%	11,800円	15,100円	8.4%	21,300円	27,000円	9.1%	23,800円	30,000円
D 6				その他の世帯	12,600円		16,100円	22,400円		27,000円	24,900円
D 7	97,000円 未満 【～520万円】	の世帯	10.1%	14,800円	20,500円	9.2%	25,200円	27,000円	10.2%	28,000円	30,000円
D 8	108,600円 未満 【～550万円】	の世帯	6.5%	16,200円	20,500円	4.8%	26,900円	41,500円	5.8%	32,600円	44,500円
D 9	169,000円 未満 【～700万円】	の世帯	27.3%	16,200円	20,500円	18.9%	26,900円	41,500円	20.1%	40,000円	44,500円
D 10	211,200円 未満 【～800万円】	の世帯	11.0%	16,200円	20,500円	8.6%	26,900円	58,000円	7.4%	43,600円	61,000円
D 11	230,100円 未満 【～840万円】	の世帯	5.8%	18,200円	25,700円	4.5%	26,900円	58,000円	3.9%	45,400円	61,000円
D 12	301,000円 未満 【～1,000万円】	の世帯	8.6%	18,200円	25,700円	13.5%	26,900円	58,000円	11.4%	55,000円	61,000円
D 13	397,000円 未満 【～1,190万円】	の世帯	5.3%	18,200円	25,700円	0.6%	26,900円	77,000円	0.4%	59,400円	80,000円
D 14	397,000円 以上 【1,190万円～】	の世帯	1.2%	18,200円	25,700円	0.7%	26,900円	101,000円	1.3%	78,000円	104,000円

2号・3号認定のパートタイム勤務程度(短時間認定)の世帯の負担額については、国に準拠し、標準時間認定の負担額の98.3%を基本に設定します。

利用する施設、事業、公私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。

公立幼稚園については、平成26年度の在籍園児に限り、卒園(退園)まで現行の保育料月額6,300円を保障する経過措置を講じます。

多子軽減については、現行の軽減策を継続します。

推定世帯年収は、父・母・子2人(母はパートタイム勤務程度を想定)の世帯の場合の大まかな目安です。

構成比率は、階層ごとの世帯(子ども)の推定分布率です。

# 公定価格について

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

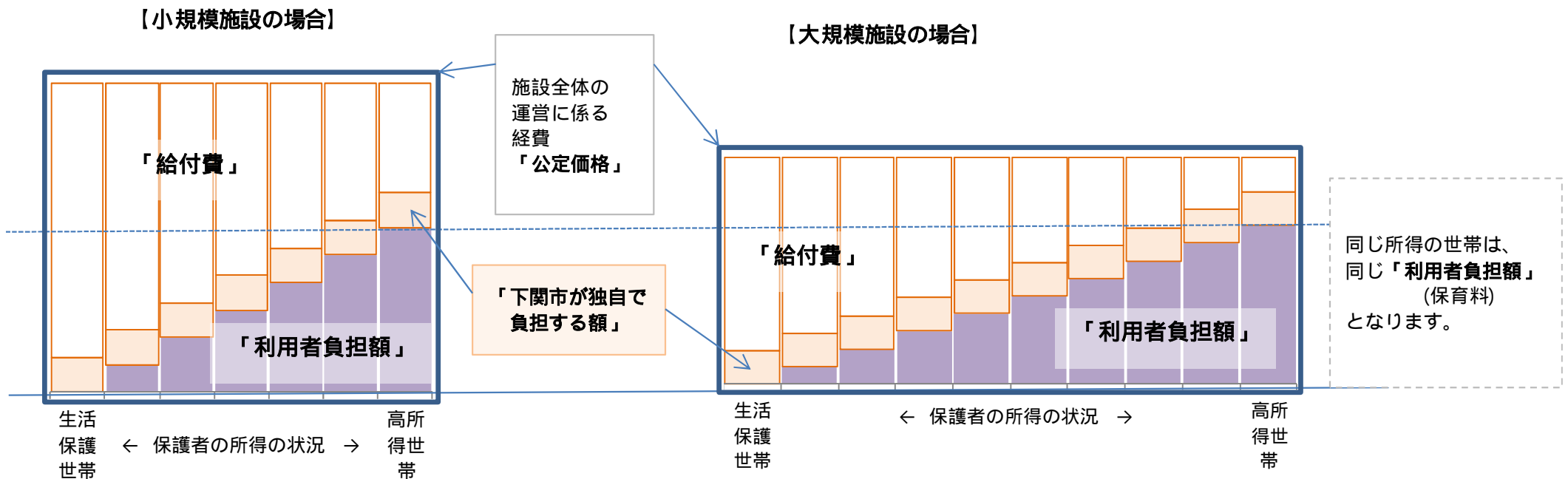
私立保育所に対しては、委託費として支払う。

施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。  
（子ども子育て支援法27条、29条等）

「給付費」 = 「公定価格」 - 「利用者負担額」

この基本構造は委託費も同様。

市町村が定める利用者負担額のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。



市民税所得割169,000円（推定年収700万円）未満の場合

父・母・子2人（母はパートタイム労働）の世帯を想定したもの

【 現 行 】

幼稚園		
下関市立	下関市内 私立	私立(平均) 全国 中核市 県内
3歳以上児		
6,300円	13,000円 ~ 21,000円 平均 16,880円	25,700円 20,374円 18,312円
入園料を除き、給食費は含まない。		

保育園		
下関市		国基準
4歳以上児	3歳児	3歳以上児
26,900円	31,300円	41,500円
給食費(副食のみ)を含む		

下関市	国基準
0~2歳児	
40,000円	44,500円
給食費を含む	

【 新制度(案) 】

1号認定	
下関市	国基準
16,200円	20,500円

2号認定(標準時間)	
下関市	国基準
26,900円	41,500円

3号認定(標準時間)	
下関市	国基準
40,000円	44,500円

## 子ども・子育て支援新制度における平成 27 年度下関市の保育料(案)について



子ども・子育て支援新制度のもと、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業等のご利用にあたっては、支給認定区分（保育の必要性の有無・保育の必要量・年齢）に応じた保育料をご負担いただくことになります。

また保育料は、世帯の所得（市民税の課税状況）に応じたご負担（応能負担）となります。

### 支給認定区分と利用施設

幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業等の施設・事業のご利用にあたっては、「子どものための教育・保育給付」にかかる支給認定を受けていただくことになります。

支給認定区分は、保育の必要性、保育の必要量、年齢に応じた認定区分となります。

認定区分 (年齢)	1号認定 (3~5歳)	2号認定 (3~5歳)	3号認定 (0~2歳)
利用施設	幼稚園 認定こども園	保育園 認定こども園	保育園 認定こども園 小規模保育事業等
利用できる 時間	1日4時間を標準として各施設で定める教育課程に係る時間 延長してお預かりする(一時預かり)時間を除きます。	【保育標準時間】 1日最長 11時間 保護者のいずれもが就労 120時間/月以上の子ども 【保育短時間】 1日最長 8時間 保護者のいずれもが就労 52時間/月以上、120時間/月未満の子ども	

#### <参考> 保育を必要とする事由

保護者において、次の事由のいずれかに該当する場合、お子さんが2号または3号の支給認定を受けて、保育園等を利用することになります。

- ・保護者のいずれもが52時間/月以上就労している
- ・妊娠中または出産直後である
- ・疾病または障害がある
- ・災害復旧にあっている
- ・求職活動（起業準備含む）を継続的に行っている
- ・就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）している
- ・同居、長期入院などの親族を介護・看護している
- ・虐待やDVのおそれがある
- ・育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である など

### 平成 27 年度保育料(案)

子ども・子育て支援新制度のもとでは、利用される幼稚園、保育園、認定こども園等の施設や事業、公私立を問わず、支給認定区分ごとに同一の保育料となります。

ただし、新制度に移行しない私立幼稚園については、これまでどおり各幼稚園で設定する保育料となります。

新制度における平成 27 年度の下関市の保育料(案)を作成しましたので、お知らせします。

ダウンロードファイルでご確認ください。

**この保育料(案)については、あくまで平成 26 年 9 月現在の案であり、下関市の予算編成及び関係条例の整備を経て、平成 27 年 3 月に確定することになります。**